

第 2 号議案

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例の件

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例  
(公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例の一部改正)

第 1 条 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例（平成 18 年 3 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市公立大学法人評価委員会 条例</u> (趣旨)	<u>公立大学法人神戸市外国語大学 評価委員会条例</u> (趣旨)
第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条	第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条

第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する神戸市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 [略]

第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 [略]

（市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成31年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲	第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 神戸市公立大学法人

(2)、(3) [略]

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 公立大学法人神戸市外国語大学

(2)、(3) [略]

（公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例の廃止）

第3条 公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年3月条例第67号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

神戸市外国語大学及び神戸市立工業高等専門学校を同一法人下での運営を開始するに際して、法人名称等の変更を行う等に当たり、条例を改正する必要があるため。